

令和8年職種別民間給与実態調査の結果概要

令和8年10月
青森県人事委員会

目 次

1	令和8年職種別民間給与実態調査の概要	P1
2	産業別・企業規模別調査事業所数	P2
3	初任給の改定の状況	P3
4	職種別・学歴別初任給	P4
5	ベース改定の実施状況	P5
6	定期昇給の実施状況	P6
7	職種別平均年齢及び平均給与額	P7
8	ボーナス(賞与及び臨時給与)の支給状況	P8
9	冬季賞与の考課査定分の配分状況	P9
10	住宅手当の支給状況	P10
11	国内異動に係る手当等の支給状況	P11
12	定年制の状況	P12
13	一定年齢到達を理由とした給与減額の状況、年間給与水準	P13

1 令和8年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

青森県職員の給与を検討するため、令和8年4月1日現在における県内民間事業所の給与の実態を調査するもの

(2) 調査の時期

令和8年4月22日(水)から令和8年6月16日(火)まで(56日間)

(3) 調査対象事業所

全産業の企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所315事業所(母集団事業所)のうちから層化無作為抽出法によって抽出した120事業所

(4) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(5) 調査事項

- ① 公務と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員及び研究員、教員等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた、きまって支給する給与総額、時間外手当、通勤手当額等
- ② 事業所における給与改定の状況、特別給の支給状況等

(6) 調査実人員

初任給関係職種178人(行政職に相当する調査実人員159人)、初任給関係以外の調査職種3,505人(行政職に相当する調査実人員3,099人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、22,953人であり、行政職に相当するものは17,136人である。)

2 産業別・企業規模別調査完了事業所数

調査完了事業所 103事業所(調査完了率 86.6%)

※ 調査対象事業所120事業所のうち、企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した1事業所及び調査不能であった16事業所を除いたもの

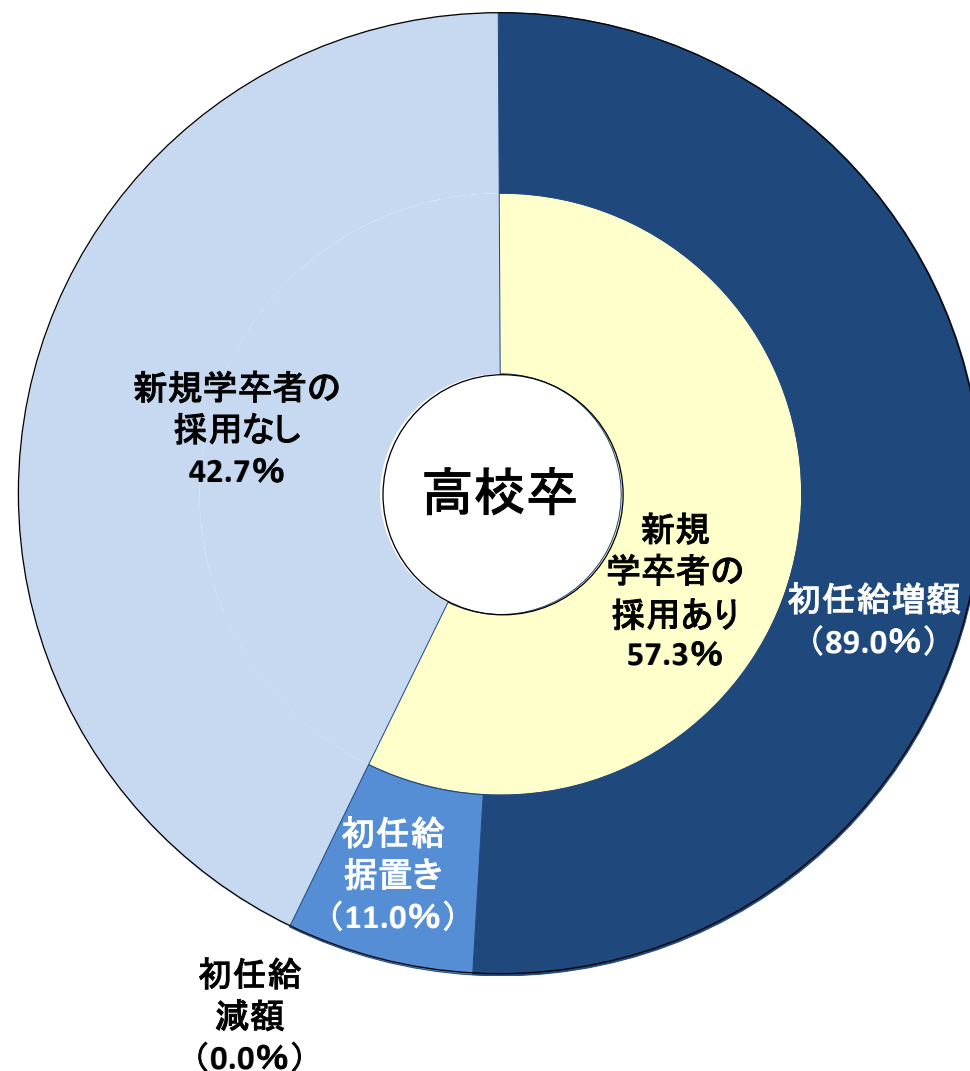
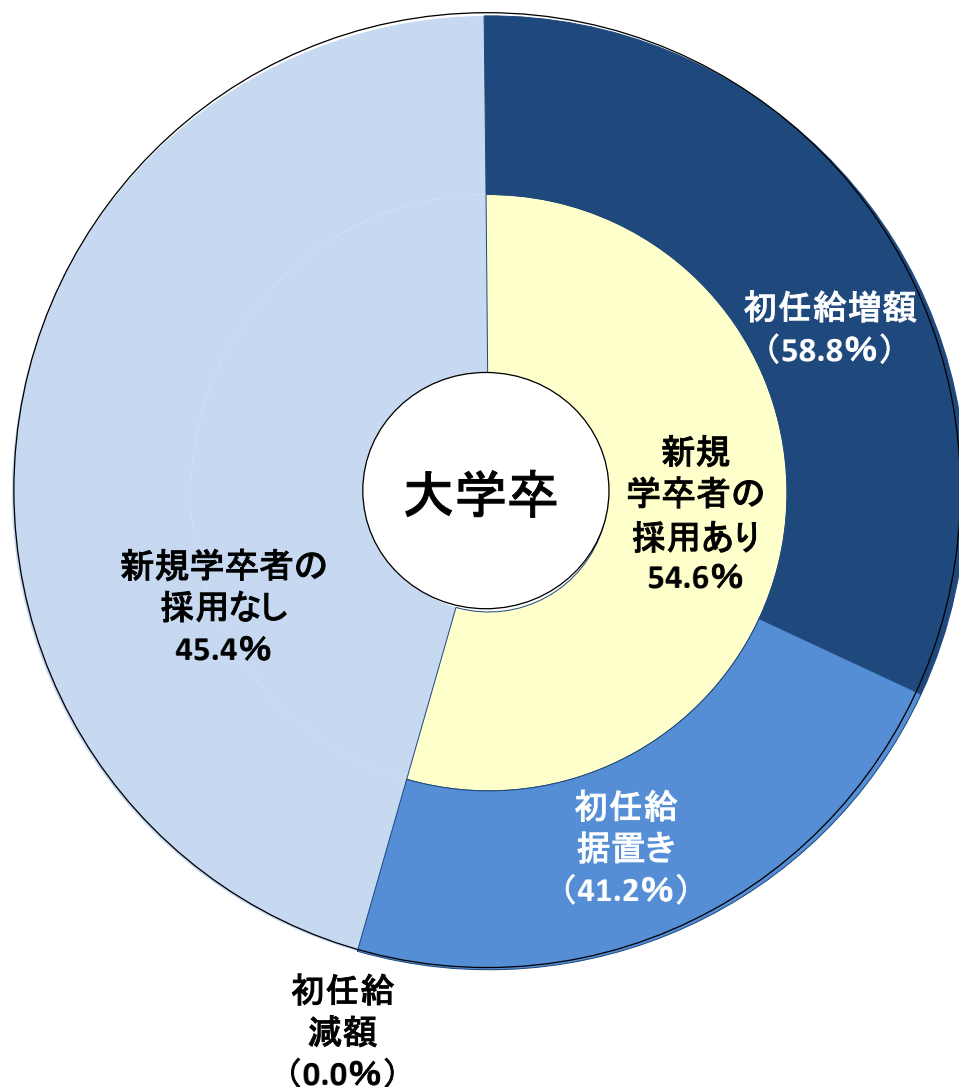
(単位 事業所)

産業	企業規模	合計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計		103	43	60
農 業 、 林 業 、 漁 業		2	1	1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		8	3	5
製 造 業		43	17	26
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業		15	8	7
卸 売 業 、 小 売 業		3	1	2
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業		2	0	2
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		30	13	17

(注) 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

3 初任給の改定状況

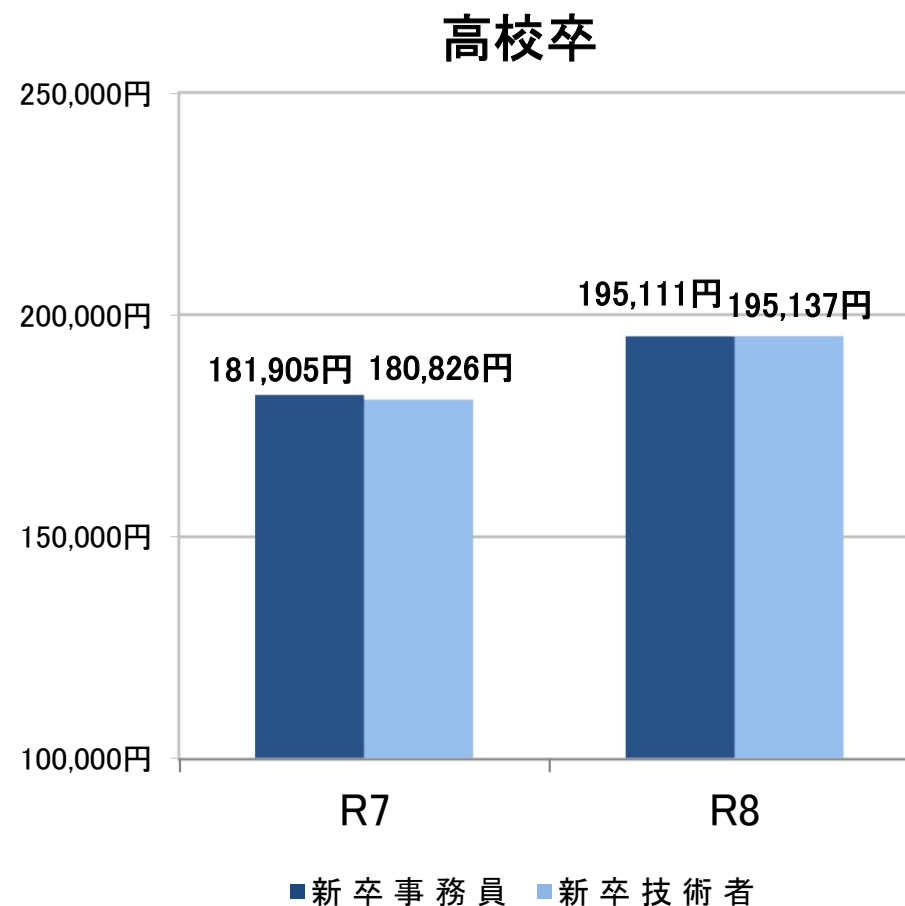
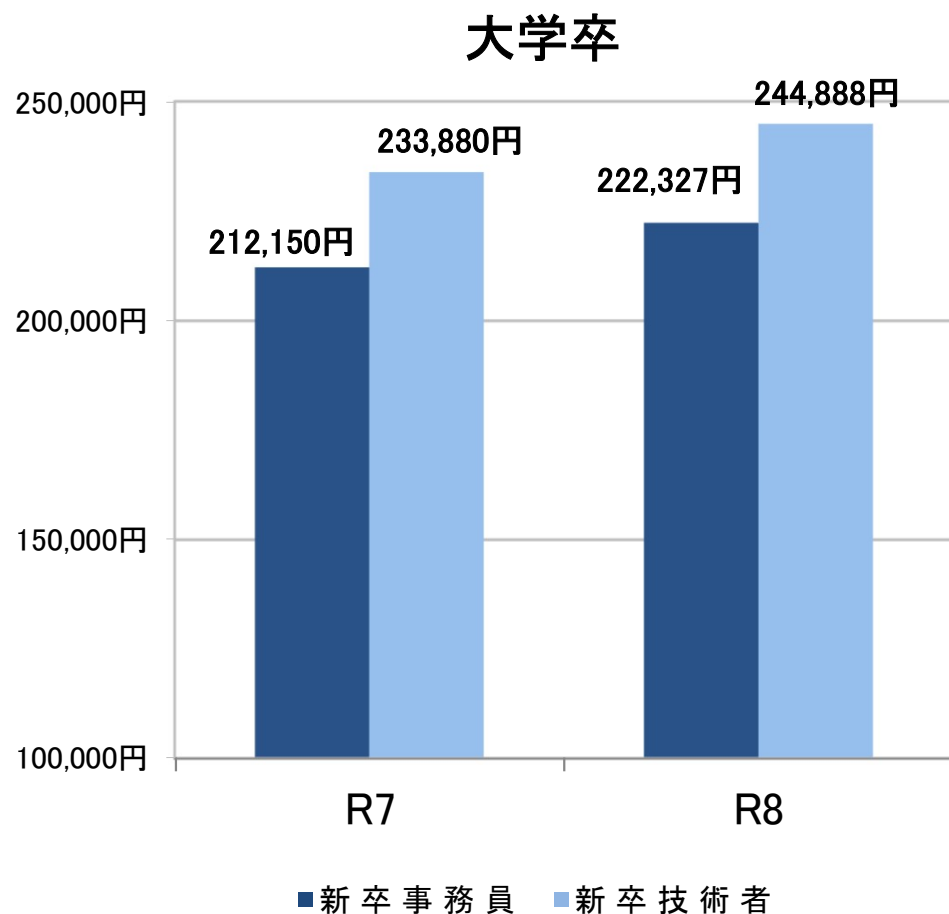
大学卒、高校卒ともに新規学卒者の採用があった企業は半数以上であり、大学卒の初任給を増額した事業所は58.8%、高校卒の初任給を増額した事業所は89.0%だった。



- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () の割合は、「新規学卒者の採用あり」の事業所数を100とした割合である。

4 職種別・学歴別初任給

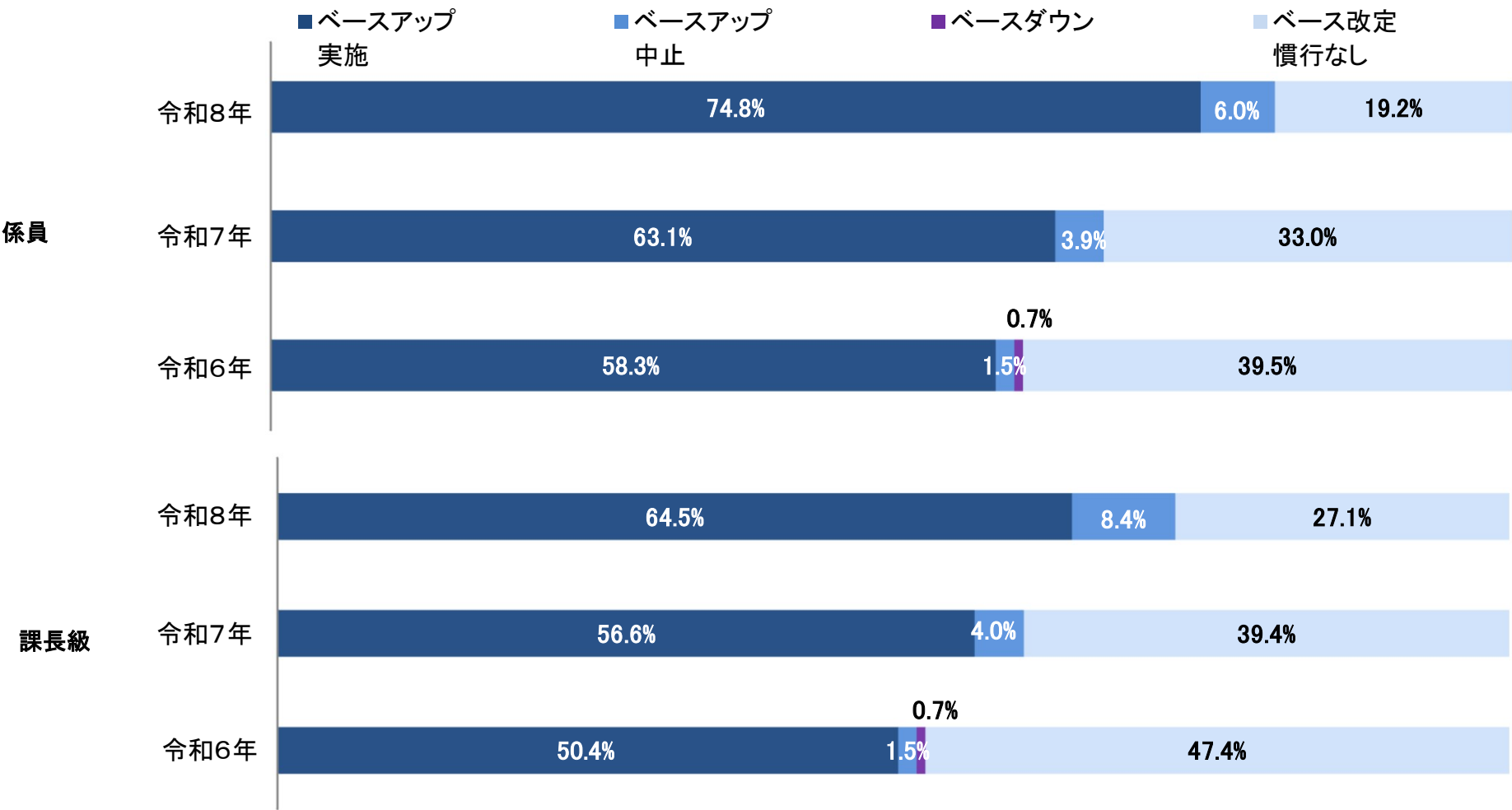
大学卒の初任給は新卒事務員が222,327円(R7年比+10,177円)、新卒技術者が244,888円(R7年比+11,008円)。また、高校卒の初任給は新卒事務員が195,111円(R7年比+13,206円)、新卒技術者が195,137円(R7年比+14,311円)であり、増額傾向。



(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

5 ベース改定の実施状況

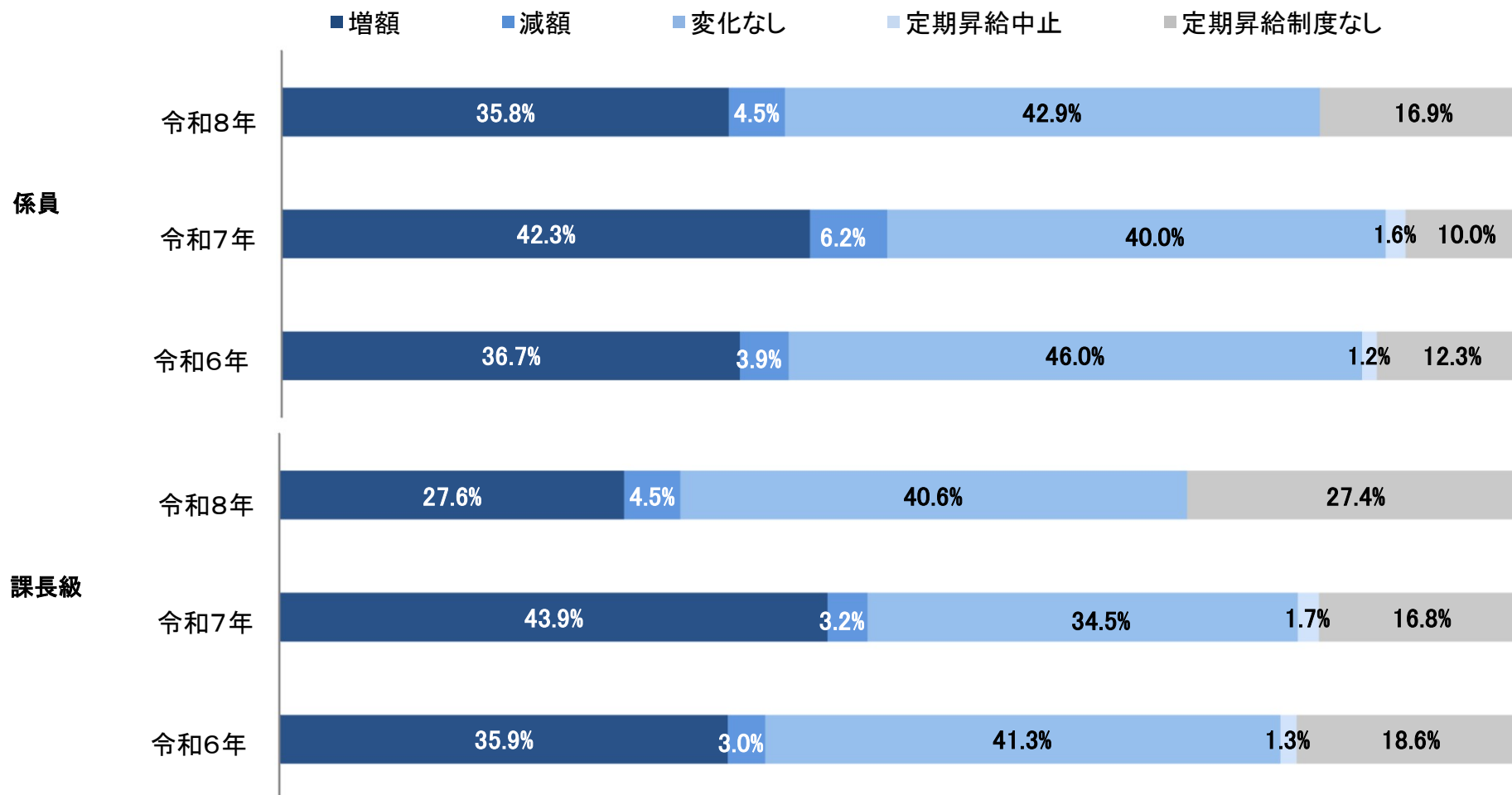
係員についてベースアップを実施した事業所は74.8%、課長級については64.5%であり、いずれも増加傾向。



(注) 1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 各項目の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。
3 令和6年以前は企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所、令和7年以降は企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した。

6 定期昇給の実施状況

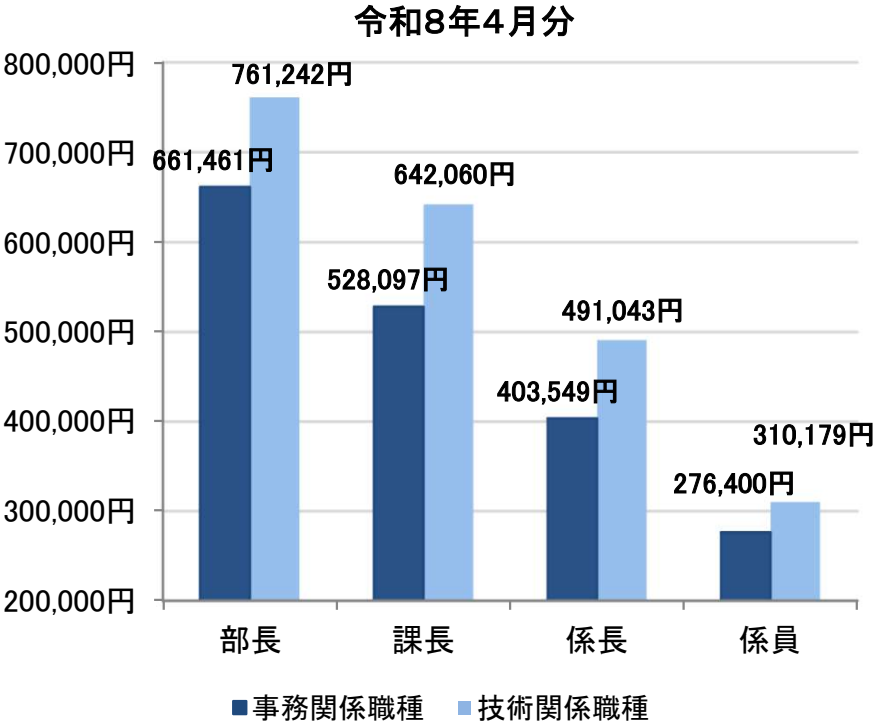
係員について定期昇給を実施し、増額した事業所は35.8%、課長級については27.6%であり、いずれも令和7年に比べて割合は減少した。（定期昇給制度なしの事業所の割合が増加）



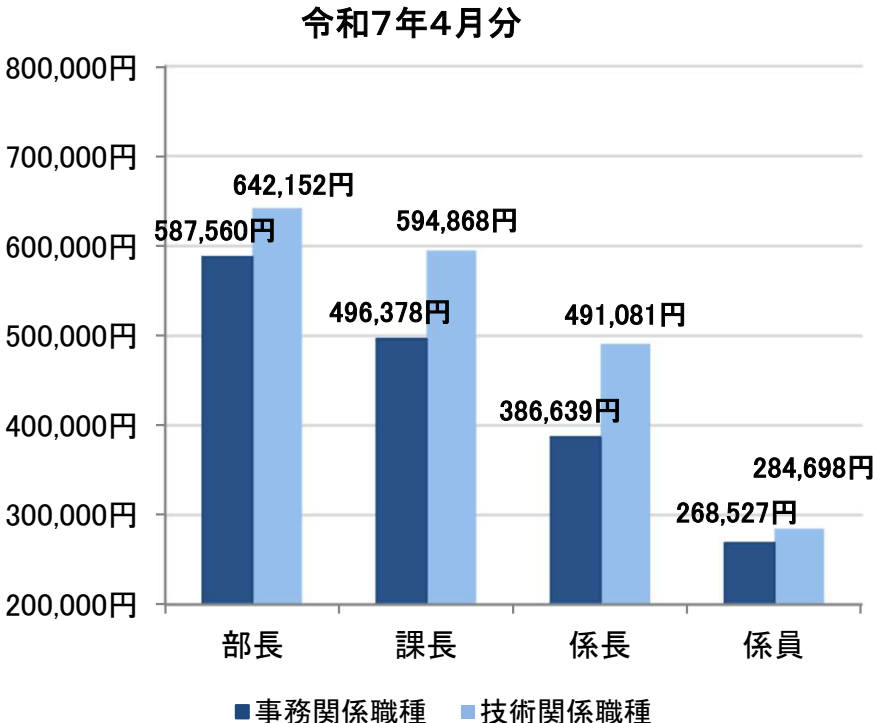
- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 各項目の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。
 3 令和6年以前は企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所、令和7年以降は企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した。

7 職種別平均年齢及び平均給与額

職種別平均年齢及び平均給与額は以下のとおりで、平均給与額はいずれの職種においても増加傾向。



職種名	事務関係職種		技術関係職種	
	平均年齢	平均支給額	平均年齢	平均支給額
部長	54.7 歳	661,461 円	53.5 歳	761,242 円
課長	51.4	528,097	51.4	642,060
係長	47.2	403,549	47.6	491,043
係員	39.5	276,400	36.3	310,179



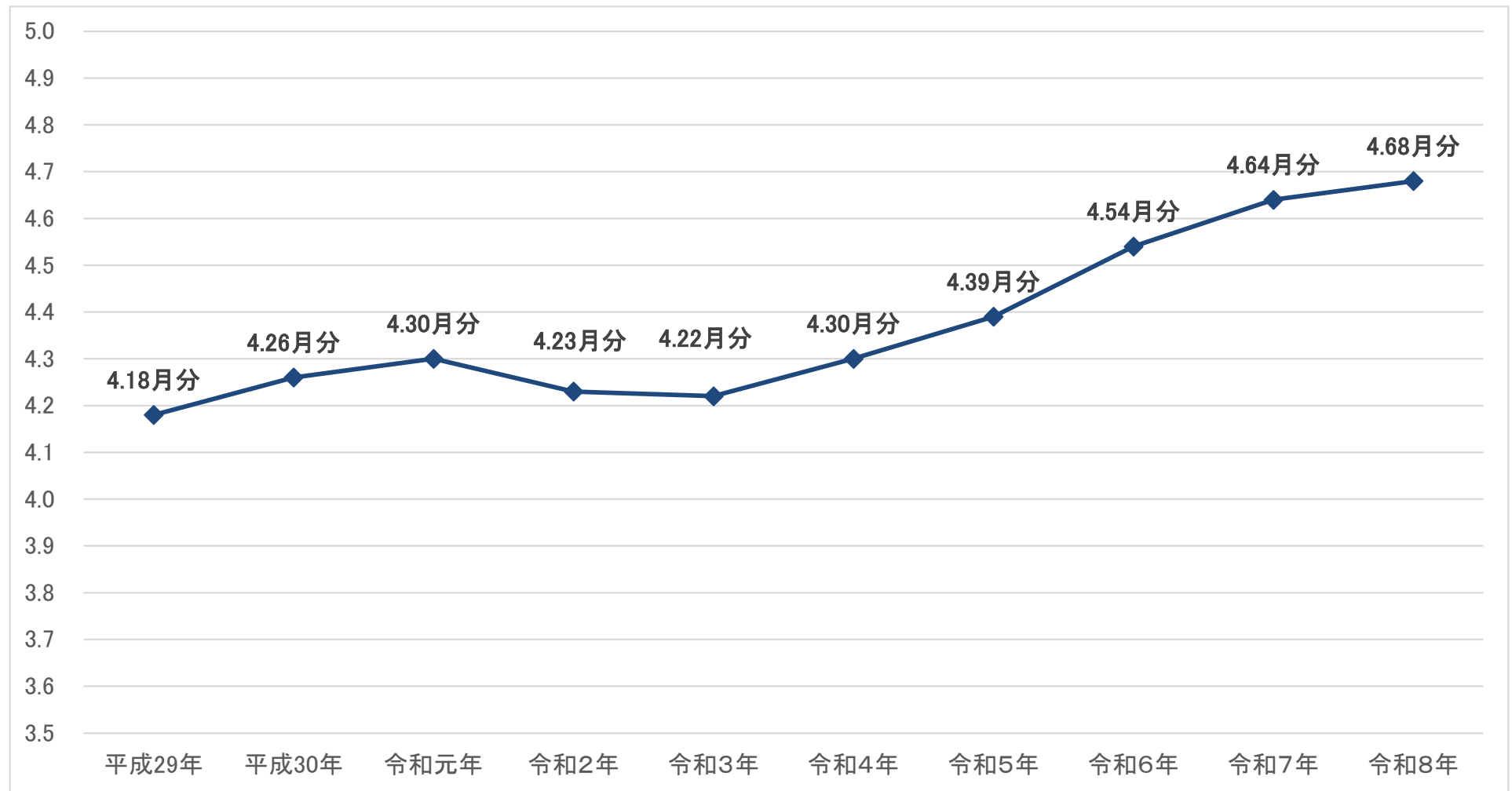
職種名	事務関係職種		技術関係職種	
	平均年齢	平均支給額	平均年齢	平均支給額
部長	54.0 歳	587,560 円	54.5 歳	642,152 円
課長	50.6	496,378	50.2	594,868
係長	47.4	386,639	47.6	491,081
係員	39.9	268,527	35.8	284,698

(注) 「平均支給額」とは、該当従業員に対して支払われた、きまって支給する給与(時間外手当を除く)の平均額である。

8 ボーナス(賞与及び臨時給与)の支給状況

ボーナス(賞与及び臨時給与)の支給月数は4.68月分で、令和7年に比べて0.04月分増加。(令和4年以降増加傾向)。

(月分)



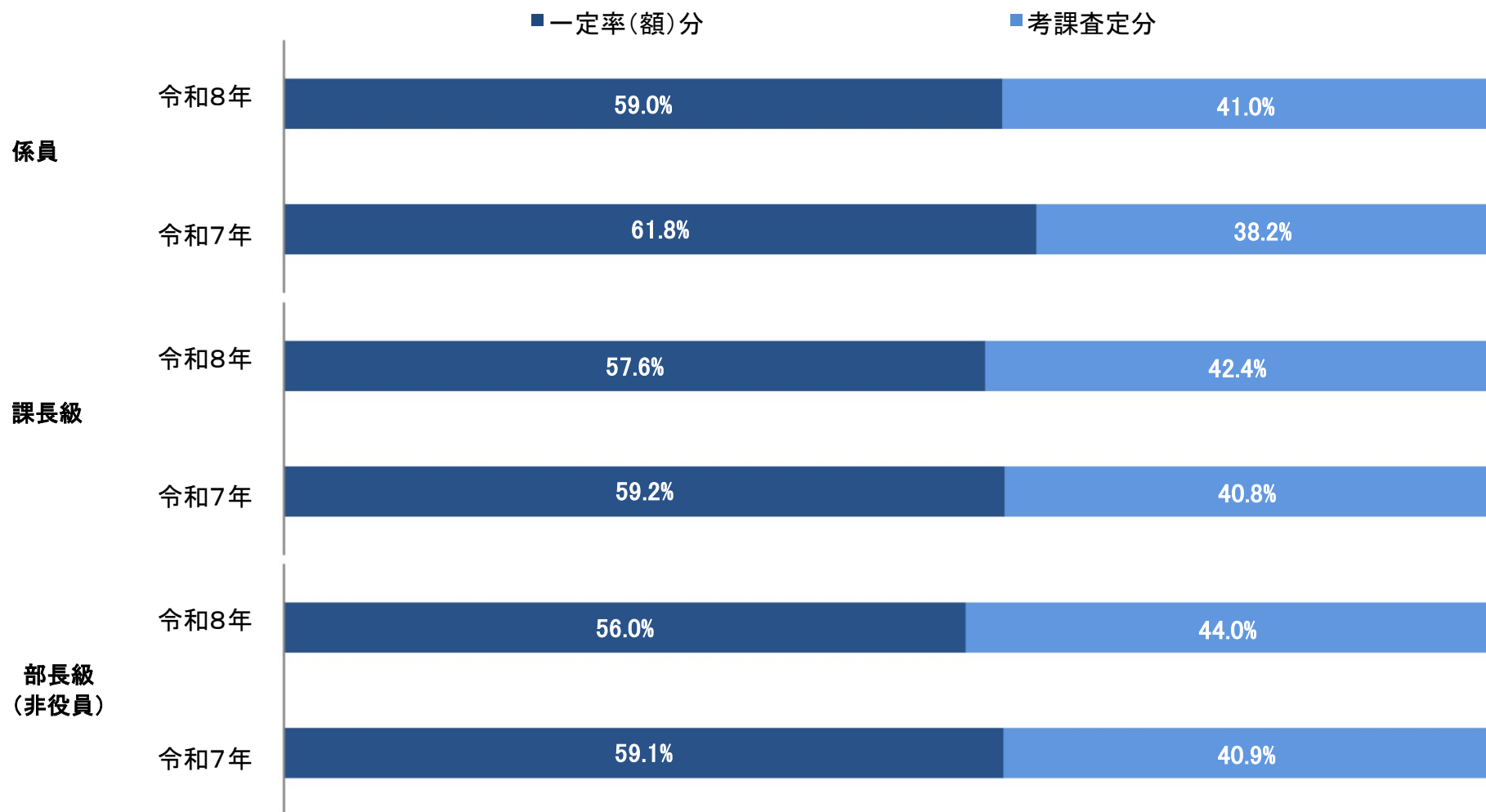
(注) 1 前年8月から当年7月までの1年間の支給状況である。

(調査年)

2 令和6年以前は企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所、令和7年以降は企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

9 冬季賞与の考課査定分の配分状況

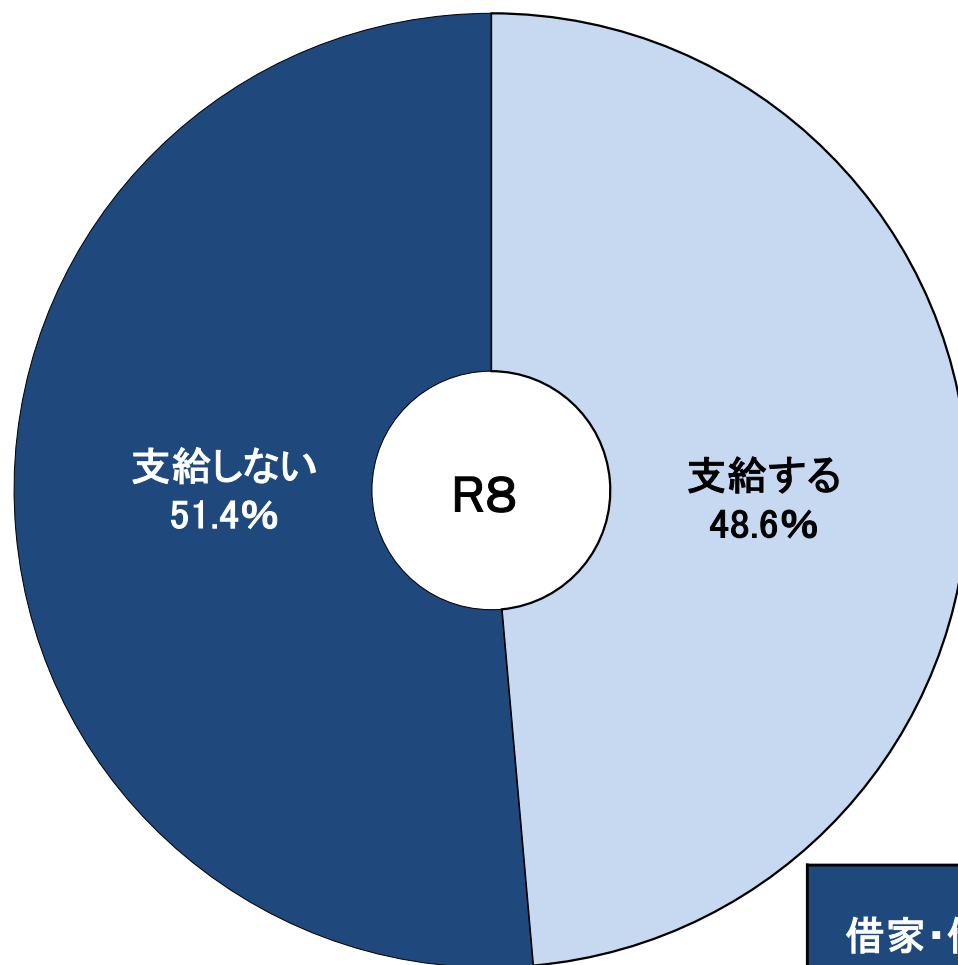
係員、課長級、部長級（非役員）のいずれにおいても、冬季賞与の考課査定分の配分状況は4割強であり、令和7年に比べて微増。



(注) 「一定率(額)分」とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいい、「考課査定分」とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。

10 住宅手当の支給状況

借家・借間に住宅手当を支給する事業所は48.6%、支給しない事業所は51.4%であり、最高支給額の中位階層は25,000円以上26,000円未満であった。

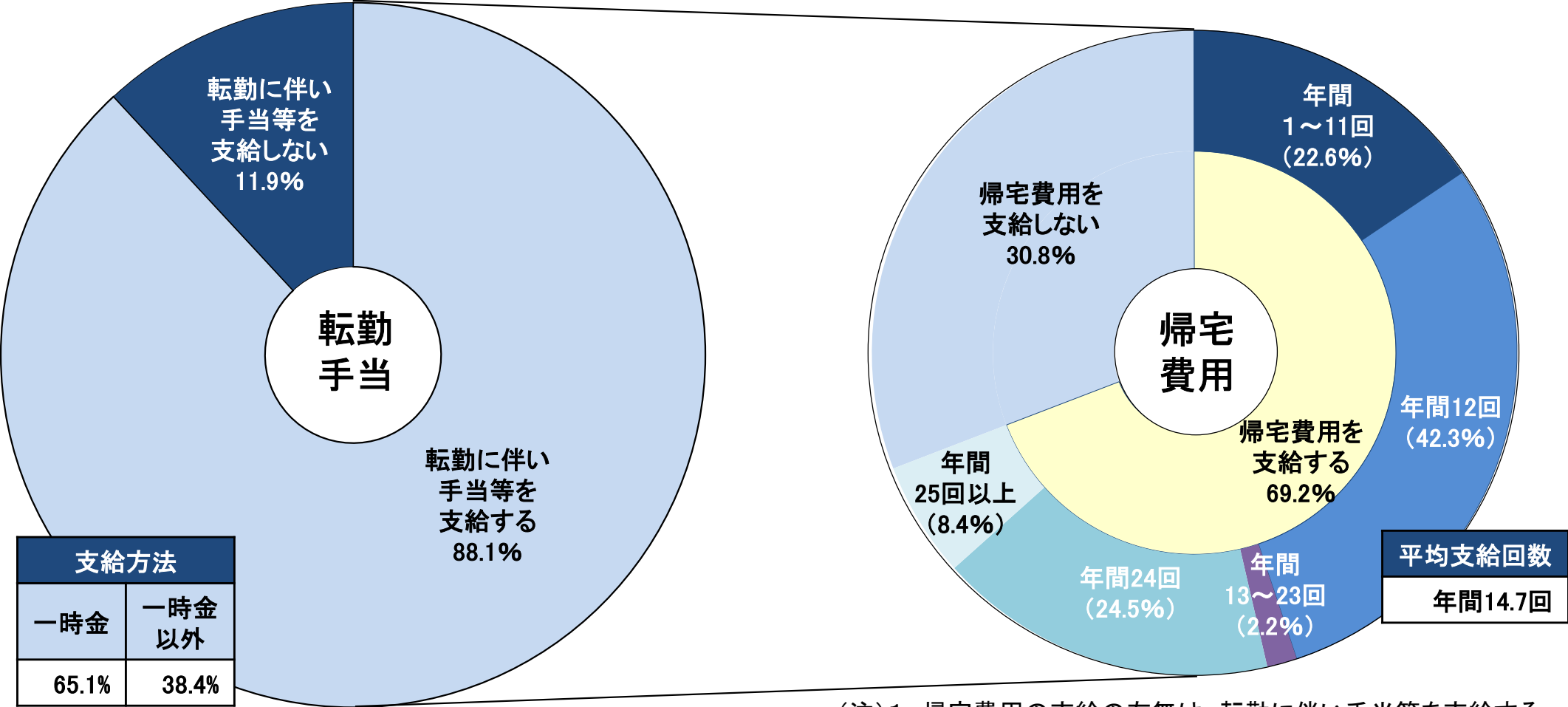


借家・借間居住者に対する住宅手当
月額の高額支給額の中位階層

25,000円以上26,000円未満

11 国内異動に係る手当等の支給状況

転居を伴う国内異動がある事業所のうち、引っ越し費用以外に手当等を支給する事業所は88.1%であり、支給方法は一時金が65.1%、一時金以外が38.4%だった。異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所は69.2%で、年間支給回数は平均14.7回。

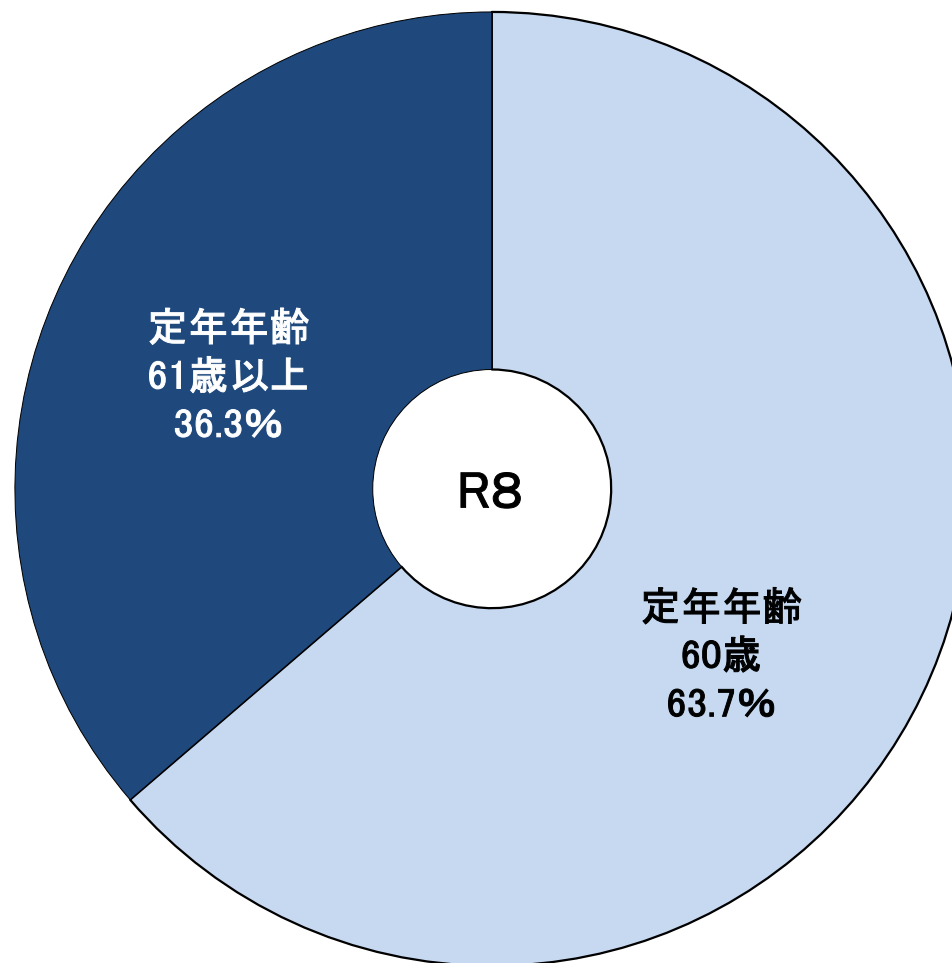


(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

12 定年制の状況

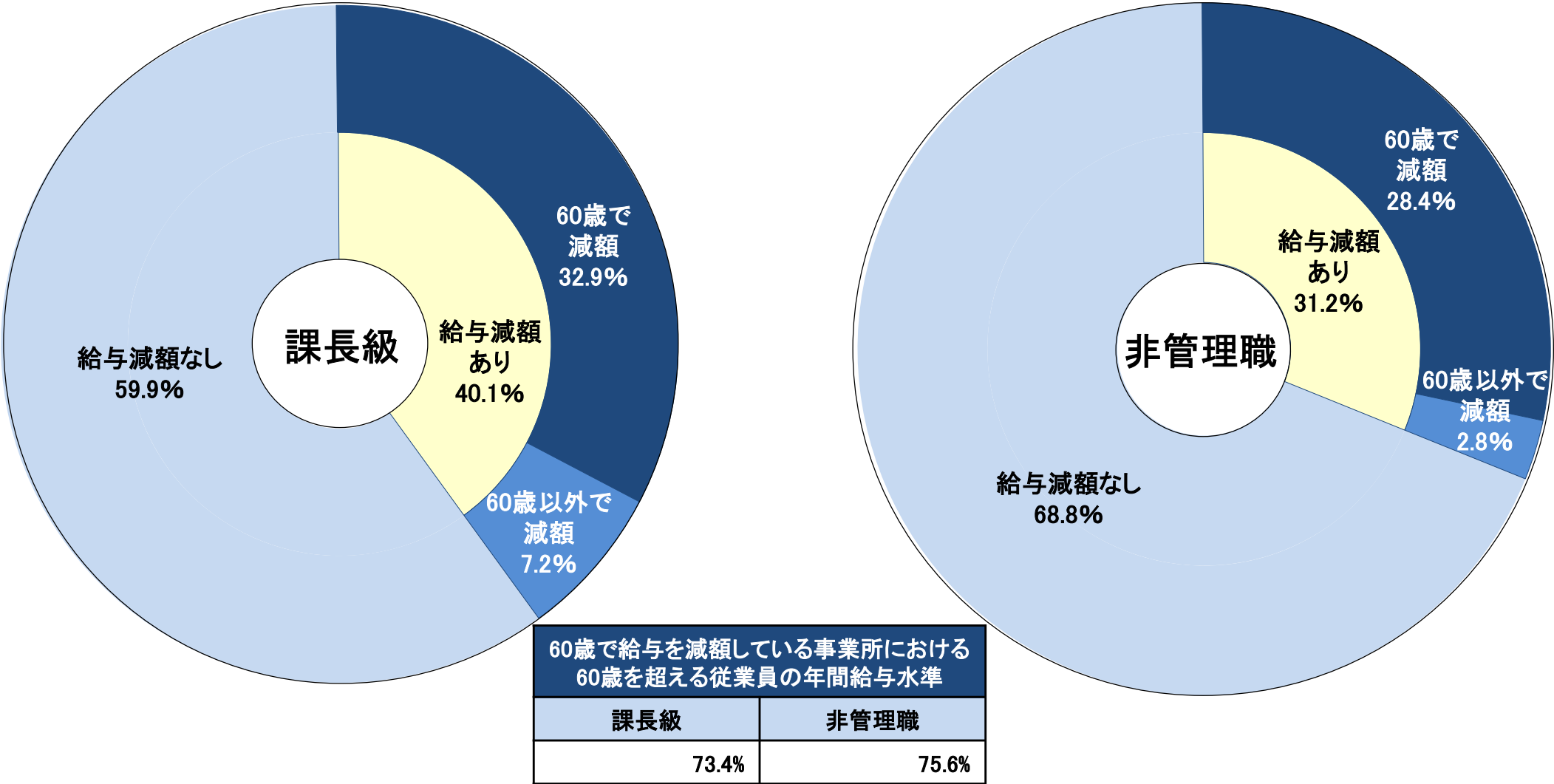
定年年齢は60歳が63.7%、61歳以上が36.3%であった。



(注) 定年制がない事業所はなかった。

13 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況、年間給与水準

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額について、課長級は40.1%（60歳で減額は32.9%、年間給与水準は73.4%）、非管理職は31.2%（60歳で減額は28.4%、年間給与水準は75.6%）であった。



(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所数を100とした割合である。
3 年間給与水準は、標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける割合である。